

1.3 生活困窮者・生活保護受給者への健康・食生活支援実施の例

ポイント

- ・『健康・食習慣気づきシート』を活用し、生活困窮者・生活保護受給者の健診・保健指導を増やす、健康教室へつなげるなどの健康・食生活支援をスタートするキーパーソンは衛生主管部局に所属する行政栄養士です。
- ・行政内の生活困窮者・生活保護受給者と接点のある課、部局（子ども家庭課、高齢福祉課など）と生活困窮者・生活保護受給者の健康・食生活支援の理解を得ましょう。
- ・福祉事務所・社協の生活困窮者・生活保護受給者相談支援を行っているスタッフに『健康・食習慣気づきシート』を使ってもらい、健康・食生活支援の気になる人を衛生主管部局の行政栄養士につないでもらいます。

1 行政栄養士が福祉事務所・社協との連携を進める流れの提案

- ・令和3年より被保護者への健康管理支援事業が始まっています。相談支援等の中で健診の受診推奨のほか、健康状態に課題を抱えた者がいれば病院への受診を勧奨、保健師等につなぐといった対応が行われています。
- ・『健康・食習慣気づきシート』を活用し、生活困窮者・生活保護受給者を衛生主管部局に所属する行政栄養士が保健師等と実施している健診・保健指導、健康教室等につなげていくことが勧められます。
- ・生活困窮者・生活保護受給者、その他支援を必要とする人達は脳卒中、心筋梗塞、糖尿病などの罹患者の割合が高いこと、健康無関心層の割合が高いことが報告されています。その中で行政栄養士が福祉事務所・社協の協力のもと生活困窮者・生活保護受給者の健康や食生活の改善の支援を行うことが勧められます。

2 行政内部での理解と調整

- ☐ 生活困窮者・生活保護受給者の健康・食生活支援を衛生主管部局に所属する行政栄養士が中心となり、生活困窮者支援に関わる高齢福祉課、子ども家庭課等、様々な部署に伝える目的で打ち合わせを行う機会を持ちましょう。
- ☐ 行政内の打ち合わせの際には、生活困窮者の把握しづらい現状、本ガイドの **1.1** で作成した支援対象者の地域での提示、また本ガイド3章の複雑化・複合化した課題のある家族の事例などをあげ、行政内の連携、それぞれの専門性が必要であることを伝える機会を持ちます。

3 福祉事務所・社協との打ち合わせ

- 生活困窮者との接点は持ちづらいことから、生活困窮者自立相談支援事業等の窓口での健康・食生活支援につなげることが必要となります。相談窓口で効果的に健康支援につなげるために福祉事務所・社協の相談支援窓口のスタッフと、衛生主管部局に所属する行政栄養士との連携が必要になってきます。
- 案として、衛生主管部局に所属する行政栄養士が保健師等と主体となり、社会福祉協議会の場を借り、福祉事務所・社協の打ち合わせの機会をもつことが考えられます。その際、衛生主管部局ですでに福祉事務所・社協と連携しているスタッフがいるようであれば、同行してもらいましょう。
- 打ち合わせでは福祉事務所・社協スタッフに衛生主管部局に所属する行政栄養士が保健師等と実施している健康診査や生活習慣改善の重要性・必要性、健康診査・健康相談・健康教育等が実施される場所等について、リーフレット等により情報提供を行います。
- 最終的には福祉事務所・社協のスタッフらに健康の気になる人を衛生主管部局に所属する行政栄養士につないでもらいます。たとえば衛生主管部局に所属する行政栄養士が保健師等と社会福祉協議会、福祉事務所で2週間に1回等『まちの健康・食生活相談会(仮)』を開催するなど具体的な場所・日時、流れをあらかじめ決めておく事が勧められます。

行政栄養士が打ち合わせに持参するもの(例)

- 『健康・食習慣気づきシート』の印刷物
- 健診をすすめるパンフレット(各自治体で使っているもの)
- 保健指導の案内 パンフレット
- 健康教室情報パンフレット
- 健診の予約方法(具体的に)
- 高血圧予防パンフレット
- 糖尿病予防パンフレット
- 自動血圧計(貸出できれば) など

ミキちゃん



▶生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について(厚生労働省通知)

衛生主管部局と連携した健康づくり支援について事業利用者が健康診査を受診していない場合、健康状態が悪いと本人が訴えている場合、健康状態が悪いことが明らかな場合、過去に通院・服薬していたが、それが途絶えている場合については、次のような対応をお願いしたい。

健康診査の必要性、衛生主管部局で実施する事業、健康診査・健康相談・健康教育等が実施される場所・日時等について、リーフレット等による情報提供を行う。さらに健康診査等の予約の支援を行うなど実施する事業につなげる流れをつくる。

1.4 支援対象者との面談の提案

ポイント

- ・福祉事務所・社協の相談窓口のスタッフが、支援対象者に『健康・食習慣気づきシート』の記入をお願いする流れの例を挙げました。スタッフがシートで気になる支援対象者を、本人の同意を得た上で、衛生管理部局に所属する行政栄養士につなげることが勧められます。
- ・生活保護受給者の場合、福祉事務所のケースワーカーなどが、自宅訪問時などに『健康・食習慣気づきシート』の記入を支援対象者をお願いする流れも例として挙げました。

1

福祉事務所・社協での相談窓口で活用をお願いし、衛生管理部局に所属する行政栄養士につないでもらう

- (i) たとえば福祉事務所・社協の相談窓口で、相談支援に関わるスタッフが普段の相談業務のなかで、支援対象者に『健康・食習慣気づきシート』の記入をお願いすることが可能か確認します。
- (ii) 相談支援に関わるスタッフが、支援対象者に同意の上、『健康・食習慣気づきシート』をスキャン等で保存してもらう流れが勧められます。
- (iii) 支援対象者には『健康・食習慣気づきシート説明本人用』をお渡ししてもらい、生活の振り返りもお願いしてみます。
- (iv) 健康・食生活で気になる場合（健康上問題になりそうな場合）、衛生主管部局に所属する行政栄養士による健康・食生活相談につないでもらう流れを検討してもらいます。

ヒデキくん

▶ 生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について（厚生労働省通知）

本人が健康診査を受診している場合や服薬している場合、服薬が中断している場合については本人の健康状態の状況把握・アセスメントを行うため、次の相談の機会等において、健康診査結果やお薬手帳を持参してもらえよう本人に依頼するとともに、衛生主管部局に対して保健師など衛生主管部局の職員の同席を依頼する。また本人同意の上で、それらのコピーを取り、衛生主管部局の職員に渡し情報共有を行う（※衛生主管部局が相談支援時に同席している場合は保健師等がそれらを読み、相談者の状況把握やアセスメントに活用する）といった対応について積極的な御検討をお願いしたい。

2 福祉事務所での『健康・食習慣気づきシート』の活用方法の例

令和3年1月から被保護者健康管理支援事業の福祉事務所での実施が始まっていますが、実施している取組方策は、「健診受診勧奨」が82.2%で最も多く、次いで「頻回受診指導」(60.1%)、「医療機関受診勧奨」(50.1%)と続き、「保健指導・生活支援」(48.3%)、「主治医と連携した保健指導・生活支援(重症化予防)」(18.9%)の順であったと報告されています。ケースワーカーの訪問、面談、保護費支給時等に受診勧奨も考えられます。

この健診受診勧奨を行う際、話の切り口として『健康・食習慣気づきシート』を支援対象者に記載をもらい、そこから生活の振り返り、健診受診の必要性の話につなげていくことを一つの方法として挙げました。健診受診につながらなくても、支援対象者になにかしらの健康・食生活支援につなげるきっかけになると考えます。

引用：

第6回 医療扶助に関する検討会. 被保護者健康管理支援事業の現状・課題について. 令和4年6月9日。厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000948315.pdf>

3 支援対象者の情報共有への理解～『自立相談支援事業の手引き』より

(i) 個人情報の保護

- ☐ 生活困窮者への支援の過程では、生活困窮者の生活全般にわたる様々な個人情報を入手しますが、生活上様々な不安や悩みを抱えていることから、個人情報が自分の知らないところで広がっていくことに不安を感じる場合も多いです。
- ☐ 自立相談支援機関の職員には法律上、守秘義務が課されており、罰則も設けられています。こうした点は、本人にも適切な形で伝えることが重要です。
- ☐ 個人情報保護法では個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としており、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図ることが求められます。

(ii) 同意の取り方

- ☐ 自立相談支援機関による相談支援を継続的に行うことが適当と判断された場合、本人から自立相談支援の利用申し込み、今後、関係機関と本人に関する情報を共有することを含めて本人の同意を得る必要があることが述べられています。
- ☐ 「相談受付・申込票」には、『相談支援にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規定」について説明を受けました』の記載があります。本人の署名が必要となります。
- ☐ 同意がないからといって、相談・支援ができないものではないことにも留意し、本人の同意に向け、信頼関係の構築に努めると同時に、他の福祉制度等による支援策がないかの検討が進められています。
- ☐ 令和6年生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイドでは、支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化に伴い、地域で関係機関等が把握している困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討することが推奨されています。

引用：

生活困窮者自立支援制度に係る 自治体事務マニュアル (令和7年4月1日 第14版) 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/001472173.pdf>
令和6年 生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイド. 令和6年6月26日. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001268296.pdf>

4 『健康・食習慣気づきシート』のちょっと気になる人の例

『健康・食習慣気づきシート』の下記のような例で健康に問題がでている可能性があります。ただし、『健康・食習慣気づきシート』に限らず面談の中で健康に心配となる事例は、紹介してもらうことが勧められます。

- ☐ 酒、たばこの量が多い人 ☐ あなたは健康ですか、に対してあまりよくない、よくないと答えた人
- ☐ 食事が1日1回の人、あるいは朝食欠食が多い人 ☐ お菓子を食べる頻度が多い人
- ☐ 睡眠時間が短い人 ☐ 外出、友達に会う回数が週1回未満の人
- ☐ 健診受診をしていない人(5年以上など) ☐ その他気になる人はだれでも(表情、眼つき、服装、その他)

5 健康が心配な支援対象者の紹介を受けたら

- ・『健康・食習慣気づきシート』の指導用を使って支援対象者と個人面談も勧められます。初回面談時は、支援対象者本人が不安にならないよう福祉事務所・社協の相談支援を行っているスタッフにも同席をお願いしましょう。
- ・集団での健康・食生活支援を行う教室など、集団での教室の実施も生活支援の一つとして勧められます。
- ・支援対象者がかかりつけ医を持ち、体調の悪い時に相談できるように支援しましょう。



▶生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について(厚生労働省通知)

- ・自立相談支援機関の窓口において、フードバンク等から提供のあった食料を渡す際、必要に応じて衛生主管部局の管理栄養士等が同席し、食生活の助言や情報提供を行うことも検討されたい。
- ・支援調整会議は生活困窮者に対する具体的な支援内容の検討等を行う会議であり、自立相談支援機関等から求めがあった場合等には、保健師、管理栄養士等が支援調整会議に参加し、健康状態に課題がある本人の同意を得た上で相談者の健康状態を踏まえた必要な支援等について検討して頂くようお願いしたい。

[illegible][illegible][illegible]

6 その他『健康・食習慣気づきシート』の活用できる場所

シートは、以下に示すような事業等で活用することができます。

- ・就労準備支援事業：生活の自立にむけた生活リズム、食習慣を整えるための課題の把握、課題の改善にむけた健康教室、料理教室等への参加などが勧められます。
 - ・家計改善支援事業：『健康・食習慣気づきシート』をきっかけに、たばこ、飲酒、菓子類にかかる費用の確認、野菜を使った簡単な自炊の推奨を行います。
 - ・子どもの学習・生活支援事業：接点をもちづらひひとり親世代などへのアプローチができる可能性があります。健診情報、フードバンク情報も同時に渡すなど、保護者の方に健康・食生活支援であることが伝わるようにすることが勧められます。
 - ・地域の高齢者サロン：サロンの活動のひとつとして、『健康・食習慣気づきシート』を参加者にチェックしてもらい、項目の改善に向けてお互い話し合いながら考えてもらい、さらに集団での健康・食生活支援指導が勧められます。
 - ・フードバンク等による食料品支援の場：相談窓口にも行きづらひと感じる人は多いです。その中で食料品支援の場での『健康・食習慣気づきシート』の活用、自炊のまんが、料理動画の紹介パンフレットを渡すなど食育実施が勧められます。
 - ・アウトリーチによる家庭訪問等：孤立している生活困窮者・生活保護受給者の家庭訪問等、ケースワーカー、支援スタッフ等に衛生主管部局に所属する行政栄養士が保健師等と同行し、『健康・食習慣気づきシート』の活用から健康・食生活支援につなげることも勧められます。
 - ・支援会議※の場：衛生主管部局に所属する行政栄養士が保健師等と支援会議に参加し、『健康・食習慣気づきシート』を紹介、支援対象者への活用をお願いすることが勧められます。また健康・食生活の問題のある対象者を支援会議の中で、衛生主管部局に所属する行政栄養士が保健師等と他の専門職とで支援を検討していくことが勧められます。
- ※支援会議：会議の構成員に対する守秘義務を設けることにより、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とするものである。

引用：

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和5年3月31日 第12版)

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r04/tb_r4fu_12mhlw_65_a_1.pdf

健康・食習慣気づきシート 指導用			
項目	内容	確認	指導
1.現在のあなたの健康状態はどのくらいですか。	①とてもいい ②まあいい ③まあ悪い ④とても悪い		
2.この1年間で健康・食習慣を改善しましたか。	①はい ②いいえ		
3.この1年間で健康・食習慣を改善したいですか。	①はい ②いいえ		
4.過去1年間で、必要な知識を受け取ったことがありますか。	①はい ②いいえ		
5.日常生活において実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
6.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
7.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
8.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
9.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
10.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
11.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
12.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
13.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
14.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
15.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
16.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
17.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
18.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
19.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
20.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
21.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
22.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
23.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
24.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
25.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
26.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
27.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
28.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
29.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
30.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
31.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
32.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
33.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
34.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
35.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
36.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
37.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
38.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
39.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
40.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
41.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
42.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
43.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
44.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
45.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
46.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
47.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
48.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
49.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
50.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
51.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
52.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
53.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
54.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
55.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
56.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
57.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
58.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
59.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
60.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
61.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
62.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
63.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
64.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
65.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
66.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
67.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
68.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
69.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
70.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
71.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
72.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
73.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
74.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
75.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
76.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
77.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
78.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
79.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
80.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
81.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
82.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
83.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
84.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
85.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
86.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
87.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
88.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
89.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
90.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
91.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
92.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
93.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
94.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
95.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
96.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
97.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
98.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
99.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		
100.10項目のうち、実行可能な行動を10項目以上とっていますか。	①はい ②いいえ		